電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

2017年10月06日

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8156 (2017)
対応国際規格番号（版）	IEC 62560 : 2011（第1.0版）　＋　Amendment 1 : 2015
規格タイトル	一般照明用電球形ＬＥＤランプ－安全仕様
適用範囲に含まれる主な電気用品名	「エル・イー・ディー・ランプ」（LED ランプ）
廃止する基準及び有効期間	無し（新規）

＜審議中に問題となったこと＞

我が国固有の市場環境に対応する安全性を確実とするため，主に，以下の３点について，変更（追加・削除を含む）を実施した。

(1) 口金（対象機種）：箇条6（互換性）

表1（口金の寸法検査項目に対応する互換性検査用ゲージ）と**表2**（曲げモーメント及び質量）等において，本規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用途”として，国内では使用を認めないE27 口金と，使用されていないB15d，E39，E40，GU10 及びGZ10の口金とを削除した。

(2) 感電に対する保護（箇条7）

E 形口金（E26 口金）付きのランプへの要求事項をより具体的なソケット（JIS C 8280）を採用した規定内容へと変更した。

更に，GX53 口金付きのランプへの要求事項（JIS C 8324のソケットを含む試験方法）を追加した。

(3) 絶縁抵抗及び耐電圧（箇条8）

対応国際規格で規定がなく、我が国で普及しているクラス 0 照明器具と組合わされる製品の安全性を整合させるため，我が国固有の定格電圧（100 V）に対する耐電圧基準を変更した。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション

現在，別表第十二に採用されている技術基準は ない。

なお、主な国際規格との差異の概要については、以下に記載する。

JIS の箇条	技術的差異	主な内容	備考
3 用語及び定義	IEC に追加	IEC 規格で引用されていない **JIS Z 8113**（照明用語）を追加した。	本規格の理解を深めるため追加した。 IEC 規格の基準を変更するものではない。
5 表示 **5.1** 製品の表示 **dA)** 形式	IEC に追加	IEC 規格にはない“**形式**”（製品形式など）を追加した。	我が国において，ランプ買い替え・交換の際に必要な“形式”を追加した。
5 表示 **5.2** 包装などの表示 **c)**	IEC から削除	我が国では，消費者保護の観点における注意書きがあり，その内容が **IEC** 規格と異なるため削除する。IEC 規格には、交換しようとするものよりランプの質量が著しく大きくなる場合における注意書きなどが含まれる。	同義の注意書きが製品規格（**JIS C 8158**）あるため削除する。
5 表示 **5.2** 包装などの表示 **d)**	IEC に追加	**IEC** 規格の“図記号（ピクトグラム）”には大きさの規定がなかったため、5 mm 以上とすることを追加した。	
5 表示 **5.2** 包装などの表示 **e)**	IEC を変更	**IEC** 規格では，注意書き又は図記号（ピクトグラム）のいずれかを表示する要求事項としている。この規格では，注意書きを必須の要求事項とし，図記号を任意の要求事項と変更した。	ピクトグラム（図 2）の国内における一般認識が不十分と判断し，文書による表示を優先する。
5 表示 **5.3** 表示の適合性	IEC に追加	**IEC** 規格にはない検査する際の試験方法に「1 秒 1 往復程度の速さ」を追加した。	IEC 規格で規定があいまいな試験手順の補足。
6 互換性 **6.1** 口金の互換性と試験方法	IEC に追加	**JIS C 7709-1** では IEC 規格で規定されているゲージでの検査以外に測定器での測定も許容しているため，同様の記載を追加した。	国内で普及している検査であり、口金を規定する **JIS C 7709-1** との整合を図る。
6 互換性 **表 1**（口金の寸法検査項目に対応する互換性検査用ゲージ）	IEC を削除・変更	我が国では使用を認めていない E27 口金と使用されていない B15d，　GU10 及び GZ10 の口金とを削除した。 また，互換性検査用ゲージ（B22d，E12，E14，E17 及び E26）は，**JIS C 7709-3** との整合を実施し変更した。	我が国の市場にない基準を削除する
6 互換性 **表 2**（曲げモーメント及び質量）	IEC から削除	我が国では使用を認めない E27 口金と使用されていない B15d，E39，E40，GU10 及び GZ10 の口金とを削除した。	
7 感電に対する保護 **b)**	IEC を追加	E 形口金（E26 口金）付きのランプへの要求事項を我が国固有の実態を反映し、より具体的な規定内容へと変更。 GX53 口金付きのランプへの要求事項（試験方法を含む）を追加した。	我が国の独自機種の追加。
8 絶縁抵抗及び耐電圧 **8.3** 耐電圧 **表 1A**（口金の試験電圧）	IEC を変更	我が国固有の定格電圧（100V）と広く普及している 0 クラス 0 機器（クラス 0 照明器具を含む）における耐電圧の試験電圧値を追変更した。 （クラス 0 相当の基礎絶縁に対応する要求事項）	IEC 規格で規定のないクラス 0 に相当する製品に対応して基礎絶縁の緩和基準を採用した。
9 口金部の機械的強度 **9.2** 試験 **9.2.1** 未使用ランプのねじり強度	IEC に追加	GX53 口金付きのランプへの試験方法を追加した。	我が国の固有の機種の追加。

9 口金部の機械的強度 **9.2** 試験 **9.2.1** 未使用ランプのねじり強度 **図3** 及び**図4**	IEC から削除	我が国では使用を認めない E27 及び E26d の口金と，使用されていない B15 口金などを削除した。	我が国の市場にない基準を削除する。
9 口金部の機械的強度 **9.2** 試験 **表3**（未使用ランプのねじり強度試験値）	IEC から削除 IEC に追加	我が国では使用を認めない E27 及び E26d の口金と，使用されていない B15d，E39，E40，GU10 及び GZ10 の口金とを削除した。 JIS C 7551-1 と同様に検査ケージ（固定用）の整っていない口金に対しては機械的固定手段による規定を追加した。	
9 口金部の機械的強度 **9.4** ねじ込み口金の軸方向強度 **表4**（ねじ込み口金の軸方向の力）	IEC から削除	我が国では使用を認めない E27 及び E26d の口金と，使用されていない E39 及び E40 の口金とを削除した。 なお，E11 及び E12 の口金は，対応国際規格も規定値が検討中（u.c.）のため削除し、その旨を注記した。	
10 口金温度上昇	IEC に追加	GX53 口金付きのランプへの試験方法を追加した。	我が国の固有の機種の追加。
10 口金温度上昇 **表4A**（ランプの口金温度上昇の上限値）	IEC を変更	**IEC** 規格では，全ての口金において 120 K と規定している。この規格では，E 形の口金を 60 K と規定し，GX53 口金を 55 K と規定した。	フィラメント（熱源）のない電球形としての基準に緩和（変更）した。
17 光生物学的安全性 **17.1** 紫外放射	IEC と同等	**JIS C 7550** と整合させるため，次の規定表記に変更した。 “目及び皮膚に対する紫外放射は，500 lx 当たり 1 mW/m^2 を超えてはならない。” 換算水準に差はない。	IEC 規格は，“1 000 lm 当たり 2 mW 超えてはならない”と規定。

技術基準との整合確認書

（基準番号）	規格名　（表題）	規格番号　（本文）
－	一般照明用電球形ＬＥＤランプ－安全仕様	JIS C 8156（2017）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第１項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4.1	4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1　ランプは，通常の使用で，使用者又は周囲に危害を与えないように設計し，かつ，製造しなければならない。	
第二条 第２項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	6.1	6.1　互換性 互換性を確保するため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用しなければならない。	
第三条 第１項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	11 12 15	11　耐熱性 ランプは，十分な耐熱性をもっていなければならない。 12　耐燃焼性 導電部を所定位置に保持する絶縁物及び感電保護用の外郭を構成する絶縁物は，JIS C 60695-2-10～JIS C 60695-2-13 に基づき，次の条件に従って，グローワイヤテストを実施する。 15　異常動作（異常状態における安全性） ランプは，異常動作状態で危険を生じてはならない。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					電球形 LED ランプは異常や不注意な操作で，発火や，感電に対する安全保護を損なう機械的損傷のリスクを取り除く構造にする。	
第三条 第２項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	5.1 5.2	5.1　本体への表示 ランプには，次の事項を，見やすく，容易に消えない方法で表示しなければならない。 5.2　包装や取扱説明書などへの表示 ランプの製造業者又は責任ある販売業者は，包装又は取扱説明書などに，5.1 の事項及び次の事項を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	13 15	13　故障状態における安全性 ランプは、通常使用中に発生が想定される故障状態において、安全性を損なってはならない。 15　異常動作 ランプは、異常動作で危険を生じてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	6.2 9.2.1	6.2　ランプによるランプソケットへの荷重（曲げモーメント及びランプの質量） 9 口金部の機械的強度 9.2.1 未使用ランプのねじり強度 未使用ランプの口金接着部は，口金とランプを着脱するために取り扱う部分との間にねじりモーメント	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5	を加えたとき，表3に規定する強さに耐えなければならない。 5.表示　本体、包装、取説で警告・注意表示を規定	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	11 12	11　耐熱性 12　耐燃焼性	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	7	7　感電に対する保護	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	7	同上	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	8.2 8.3 14	8.2　絶縁抵抗 8.3　耐電圧 14　沿面距離及び空間距離	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	10 11 12	10　口金温度上昇 11　耐熱性 12　耐燃焼性	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	10	10　口金温度上昇	
第十一条 第１項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	6.1	6.1　口金の互換性	
第十一条 第２項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、危険な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	6.2 9	6.2　ランプによるランプソケットへの荷重（曲げモーメント及びランプの質量） 9 口金部の機械的強度 9.2　未使用ランプのねじり強度 9.4　ねじ込み口金の軸方向強度	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	4.1	4 一般要求事項及び一般試験要求事項 4.1　ランプは，通常の使用で，使用者又は周囲に危害を与えないように設計し，かつ，製造しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	17	17　光生物学的安全性 17.1　紫外放射 17.2　青色光傷害 17.3　赤外放射	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	4 5.1 13 15	4 一般要求事項及び一般試験要求事項 5.1　本体への表示 13　故障状態における安全性 ランプは、通常使用中に発生が想定される故障状態において、安全性を損なってはならない。 15　異常動作 ランプは異常動作状態で危険を生じてはならない。 不注意な捜査の結果として感電に対する安全を損なってはならない。	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	機械的動作がなく、対象外である。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	機械的動作がなく、対象外である。
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	機械的動作がなく、対象外である。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまで	■該当 □非該当	7	7　感電に対する保護 JIS C 8280に規定するソケットに装着した時ランプ内部の金属部分及び口金の充電部に触れない構造でなければならない。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		の間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		8.2 8.3 14	8.2　絶縁抵抗 8.3　耐電圧 14　沿面距離及び空間距離	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当		この規格では規定しない。	別表第十二　J 55015 で規定されている。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	―	この規格では規定しない。	別表第十二　J 55015 で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	5.1 5.2	5.1　本体への表示 ランプには，次の事項を，見やすく，容易に消えない方法で表示しなければならない。 5.2　包装などの表示 包装及び取扱説明書に 5.1 の事項及び調光機能の有無、水気との接触制限などを表示する。	
第二十条 第１項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品でなく、対象外である。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第２項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。
第二十条 第３項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読で	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		き、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第４項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品でなく、対象外である。

附属書 JA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 8156:2017　一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）－安全仕様	**IEC 62560**:2011，Self-ballasted LED-lamps for general lighting services by voltage > 50 V－Safety specifications 及び Amendment 1:2015

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
3 用語及び定義	この規格で用いる主な用語及び定義は，**JIS C 8154**，**JIS C 62504** 及び **JIS Z 8113** によるほか，次による。		3	**JIS** とほぼ同じ この規格で用いる主な用語及び定義は，**IEC/TS 62504**（in preparation）及び **IEC 62031** によるほか，次による。	追加	**IEC** 規格にはない照明用語（**JIS Z 8113**）を追加した。	この規格の理解を深めるため，関連規格で定義する用語を追加した。 **IEC** 規格の基準を変更するものではない。
5 表示	5.1 製品の表示 dA) 形式		－	－	追加	**IEC** 規格にはない“形式”を追加した。	我が国において，ランプ買い替え・交換の際に必要な“形式”を追加した。我が国固有の商慣行への対応のため **IEC** へは提案しない。
	5.2 包装などの表示 c)		5.2 c)	交換しようとするものよりランプの質量が著しく大きくなる場合における注意書き	削除	**IEC** 規格にある注意書きの要求事項を削除した。	我が国では，消費者保護の観点における同様の注意書きがあり，その内容が **IEC** 規格と異なるため削除する。なお，同様の注意書きの要求事項は，**JIS** の製品規格（**JIS C 8158**）に規定している。
	5.2 包装などの表示 d) 図記号（ピクトグラム）の高さは5 mm以上とする。		5.2 d)	**JIS** とほぼ同じ	追加	**IEC** 規格にはない“図記号の高さ”を追加した。	**IEC** 規格の e) にある大きさの要求が d) の図記号にも必要と判断した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
5 表示（続き）	5.2 包装などの表示 e) 水との接触の防止に関わる制限事項		5.2 e)	－	変更	**IEC** 規格では, 注意書き又は図記号（ピクトグラム）のいずれかを表示すれば適合する要求事項としている。この規格では，注意書きを必須の要求事項とし，図記号を任意の要求事項と変更した。	図 2 に示すピクトグラムの国内における一般認識が不十分と判断し，文書による表示を優先することとした。ピクトグラムの普及を図り，**IEC** との整合が望まれる。
	5.3 表示の適合性 製品, 包装などの表示に対する合否判定について規定		5.3	－	追加	**IEC** 規格にはない検査する際の試験方法等（1 秒 1 往復程度の速さ）を追加した。	**IEC** 規格で規定が曖昧な試験手順の補足。
6 互換性	6.1 口金の互換性		6	**JIS** とほぼ同じ	追加	**JIS C 7709-1** では **IEC** 規格で規定されているゲージでの検査以外に測定器での測定も許容しているため，同様にこれを許容するための記載を追加した。	口金を規定する **JIS C 7709-1** との統一が必要なため **JIS C 7709-1** を追加。 代替手法として我が国独自の寸法測定を評価に追加したものであり **IEC** へは提案しない。
	表 1（口金の寸法検査項目に対応する互換性検査用ゲージ）		6	**JIS** とほぼ同じ	削除 変更	この規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用”において，国内では使用を認めない E27 口金，並びに使用されていない B15d，GU10 及び GZ10 の口金を削除した。 また, 互換性検査用ゲージ（B22d, E12, E14，E17 及び E26）は，**JIS C 7709-3** との整合を実施し修正した。	我が国の市場にない基準を削除した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
6 互換性（続き）	表 2（曲げモーメント及び質量）		6	**JIS** とほぼ同じ	削除	この規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用”において，国内では使用を認めない E27 口金，並びに使用されていない B15d，E39，E40，GU10 及び GZ10 の口金を削除した。	我が国の市場にない基準を削除した。
7 感電に対する保護	b) E 形口金付きのランプ及び GX53 形口金付きのランプに対する要求事項		7	**JIS** とほぼ同じ	変更 追加	E 形口金（E26 口金）付きのランプへの要求事項をより具体的な規定内容へと変更。 GX53 形口金付きのランプへの要求事項（試験方法を含む）を追加した。	我が国の固有の機種の追加である E26 口金付きは，**IEC** へは提案しない。GX53 形口金付きは，**IEC** に類似機種があることから提案したい。
8 絶縁抵抗及び耐電圧	8.3 耐電圧 表 2A（口金の試験電圧）		8	**JIS** とほぼ同じ	追加	我が国固有の定格電圧における耐電圧の試験電圧値を追加した（クラス 0 相当の基礎絶縁に対応する要求事項）。	**IEC** 規格で規定のないクラス 0 に相当する製品の安全性を確保するためのもの（当分の間，削除できない。）。基礎絶縁への緩和基準を追加している。
9 口金部の機械的強度	9.2 試験 9.2.1 未使用ランプのねじり強度		9	**JIS** とほぼ同じ	追加	GX53 形口金付きのランプへの試験方法を追加した。	我が国の固有の機種の追加であるが，**IEC** に類似機種があり，提案したい。
	9.2 試験 9.2.1 未使用ランプのねじり強度 図 3 及び図 4		9	**JIS** とほぼ同じ	削除	この規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用”において，国内では使用を認めない E27 及び E26d の口金，並びに使用されていない B15 口金を削除した。	我が国の市場にない基準を削除した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
9 口金部の機械的強度（続き）	9.2 試験 表 3（未使用ランプのねじり強度試験値）		9	**JIS** とほぼ同じ	削除	この規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用”において，国内では使用を認めない E27 及び E26d の口金，並びに使用されていない B15d，E39，E40，GU10 及び GZ10 の口金を削除した。	我が国の市場にない基準を削除した。
	9.4 ねじ込み口金の軸方向強度 表 4（ねじ込み口金の軸方向の力）		9	**JIS** とほぼ同じ	削除	この規格の適用範囲である“家庭用又はそれに類する一般照明用”において，国内では使用を認めない E27 及び E26d の口金，並びに使用されていない E39 及び E40 の口金を削除した。 なお，E11 及び E12 の口金は，対応国際規格も規定値がないため，削除した。	我が国の市場にない基準を削除した。
10 口金温度上昇	GX53 形口金に対する試験方法		10	**JIS** とほぼ同じ	追加	GX53 形口金付きのランプへの試験方法を追加した。	我が国の固有の機種の追加であるが，**IEC** に類似機種があり提案したい。
	表 4A（ランプの口金温度上昇の上限値）		10	**JIS** とほぼ同じ	変更	**IEC** 規格では，全ての口金において 120 K と規定している。この規格では，E 形の口金を 60 K と規定し，GX53 形口金を 55 K と規定した。	我が国では白熱電球と電球形ランプとは市場で区別されており，電球形としての部品及び規格が採用されている。温度基準を緩和している。

(I) **JIS** の規定	(II) 国際	(III) 国際規格の規定	(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容	(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策

箇条番号及び題名	内容	規格番号	箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
17 光生物学的安全性	17.1 紫外放射		17	**JIS** と同じ	変更	**JIS C 7550** と整合させるため，次の規定表記に変更した。 “目及び皮膚に対する紫外放射は，500 lx 当たり 1 mW/m^2 を超えてはならない。” 水準に差はない。	**IEC** 規格では，1 000 lm 当たり 2 mW 超えてはならないと規定されている。 なお，**JIS** で規定する“500 lx 当たり 1 mW/m^2 以下”は，ともに“免除グループ”に分類されることを補足情報として注記に記した。 **IEC** に提案中。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：（**IEC 62560**:2011，Amd 1:2015，MOD）
注記 1　箇条ごとの評価欄の用語の意味は，次による。 －　削除 …… 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。 －　追加 …… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。 －　変更 …… 国際規格の規定内容を変更している。 **注記 2**　**JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。 －　MOD …… 国際規格を修正している。